

第 54 号

熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員の退職管理に関する条例（平成28年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第56条の3」を「第56条の5」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

警察法（昭和29年法律第162号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。